

特定非営利活動法人ユアライト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ユアライトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区麻布十番二丁目19-10
JY AZABU202号室に置く。

(目的)

第3条 本法人は、介護を必要とする本人およびその家族に対し、相談支援、情報提供および啓発活動を行うとともに、介護に伴う不安や負担の軽減を図り、誰もが安心して地域で生活することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

また、介護サービスの質の向上および介護予防の推進を目的として、介護事業の適正な運営に関する相談支援を行うとともに、行政、地域団体および企業等と連携し、地域における支え合いの仕組みづくりおよび街づくりに寄与する活動を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 介護および家族支援に関する相談事業
- (2) 介護制度および介護サービスに関する情報提供および啓発事業
- (3) 介護と仕事の両立支援を目的とした講座、研修等の実施
- (4) 家族介護者を対象とした学習会、セミナー等の開催
- (5) 介護に関する冊子、資料等の作成および配布
- (6) 行政、地域団体、企業等との連携による支援体制の構築
- (7) 介護サービス事業者を対象とした、介護事業の運営、制度理解、人材育成等に関する相談支援事業
- (8) 介護予防の推進を目的として、行政、地域団体、企業等と連携し、地域における介護予防活動および街づくりに関わる事業
- (9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	佐藤 美鈴
副理事長	榊 暁彦
理 事	來山 伊津子
理 事	武井 衛
理 事	佐藤 陸
監 事	青木 敏則
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)個人会員

○正会員（議決権あり）

入会金 5,000円 年会費 12,000円（月 1,000円）

○賛助会員（議決権なし、応援・寄付的）

入会金 なし 年会費 5,000円/ 10,000円（選択制）

(2) 法人・団体会員

○正会員（議決権あり）

入会金 30,000円

年会費 100,000円

○賛助会員（議決権なし、企業CSR・福利厚生）

入会金 なし

年会費

①ブロンズ 100,000円

②シルバー 300,000円

③ゴールド 500,000円

(1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 エアライト

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係） 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input type="radio"/> 監事	サトウ ミズ子 佐藤 美鈴	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	理事長
2	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	サカキ アキコ 桜井 暁彦	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	副理事長
3	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	サトウ リク 佐藤 陸	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
4	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ヤマ イツコ 山 伊津	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
5	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input type="radio"/> 監事	タケ マモル 武井 衛	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
6	理事 <input checked="" type="radio"/> 監事	アキトシ 青木 敏則	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 ユアライト

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【11,990】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
介護および家族支援に関する相談事業	介護の悩み・不安を解消するための相談を実施する	不定期	インターネット・事業所	1人	首都圏在住の介護について悩んでいる人	月15人	600
介護制度および介護に関するお便りや啓発事業	介護制度・介護サービスをわかりやすく説明するセミナーや資料を作成して誰もが介護のはじめのステップを理解できるようにする	月2回	インターネット・企業	3人	首都圏内の企業	1回20人程度	600
介護と仕事の両立支援を目的とした講座、研修等の実施	企業の介護離職を防ぐための講座・研修を実施する	月2回	インターネット・企業	3人	首都圏内の企業	1回20人程度	1200
家族介護者に対する学習会、セミナー等の開催	実際に介護が発生している家族の方へ介護技術や知識を伝える学習会・セミナーを実施する	月2回	地域のいきいきプラザ	4人	港区近郊に在住している介護している家族等	1回20人程度	1200
介護に関する冊子、資料等の配布	介護が発生した場合の事例などを中心として冊子を作成し相談・セミナー・イベント等に参加した方へ配布する	通年	企業・支店・支店・個人を支援した等	2人	弊社の相談・活用して個人等を支援した等	100人程度	180
行政、地域団体、企業等との連携体制の構築	行政・地域団体・企業等が介護について課題を抱えていることを聞き取り、整理・分析して課題解決の連携構築を提案する	通年	首都圏の団体の行政・企業等	3人	介護について課題をい行政・企業等	3人	0

介護サービス事業者を対象とした事業の理解等に関する支援事業	採用や定着等に課題を要している介護事業者に対して相談・支援を行う	不定期	港区近郊	3人	港区近郊で介護事業を行っている企業等	3社	500
介護予防の推進と地域連携の促進を図る事業	要介護状態にならない予防の講座やセミナー・イベントを開催する	月2回	港区近郊	4人	65歳以上の高齢者	1回10人程度	500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品の販売	介護に関する事例集等の資料・冊子を販売	通年	インターネット販売	3人	200
ホームページへの広告掲載事業	介護に関する事例集や介護スタッフ育成のための講座コンテンツ、介護分野の課題等をYouTubeで発信しホームページに掲載	通年	インターネット	3人	0

9 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 ユアライト

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 16,670 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
介護および家族支援に関する相談事業	介護の悩み・不安を解消するための相談を実施する	不定期	インターネット・事業所	2人	首都圏在住の介護に悩んでいる人	月20人程度	900
介護制度および介護に関するお役立ち情報提供事業	介護制度・介護サービスをわかりやすく説明するセミナーや資料を作成して誰もが介護のはじめのステップを理解できるようにする	月4回	インターネット・企業	3人	首都圏内の企業	1回20人程度	900
介護と仕事の両立支援を目的とした講座、研修等の実施	企業の介護離職を防ぐための講座・研修を実施する	月4回	インターネット・企業	4人	首都圏内の企業	1回20人程度	1800
家族介護者に対する学習会、セミナー等の開催	実際に介護が発生している家族の方へ介護技術や知識を伝える学習会・セミナーを実施する		地域のいきいきプラザ	4人	港区近郊に在住している介護している家族等	1回20人程度	1800
介護に関する冊子、資料等の配布	介護が発生した場合の事例などを中心として冊子を作成し相談・セミナー・イベント等に参加した方へ配布する	通年	企業・支店・支店・支店・支店等	2人	弊社の支店・活用している個人等	250人程度	270
行政、地域団体、企業等との連携体制の構築	行政・地域団体・企業等が介護について課題を抱えていることを聞き取り、整理・分析して課題解決の連携構築を提案する	通年	首都圏の団体・行政・企業等	3人	介護について課題をいかに解決していくか、行政・企業	4人	500

介護サービス事業者の運営、理解等に関する支援事業	採用や定着等に課題を要している介護事業者に対して相談・支援を行う	不定期	港区近郊	3人	港区近郊で介護を営む企業等	4社	750
介護予防の推進、行政、企業等と連携する活動に関する事業	要介護状態にならない予防の講座やセミナー・イベントを開催する	月4回	港区近郊	4人	65歳以上の高齢者	1回10人程度	750

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 250 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品の販売	介護に関する事例集等の資料・冊子を販売	通年	インターネット	3人	250
ホームページへの広告掲載事業	介護に関する事例集や介護スタッフ育成のための講座コンテンツ、介護分野の課題等をYouTubeで発信する	通年	インターネット	3人	0

8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ユアライト

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		2,210,000		0	2,210,000
正会員受取会費	960,000				
賛助会員受取会費	1,250,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		5,000,000		0	5,000,000
受取補助金	3,000,000				
助成金	2,000,000				
4 事業収益		4,780,000		200,000	4,980,000
介護および家族支援に関する相談事業	600,000				
介護制度および介護サービスに関する情報提供および啓発事業	600,000				
介護と仕事の両立支援を目的とした講座、研修等の実施	1,200,000				
家族介護者を対象とした学習会、セミナー等の開催	1,200,000				
介護に関する冊子、資料等の作成および配布	180,000				
行政、地域団体、企業等との連携による支援体制の構築	0				
介護サービス事業者を対象とした、介護事業の運営、制度理解、人材育成等に関する相談支援等	500,000				
介護予防の推進を目的として、行政、地域団体、企業等と連携し地域における介護予防活動および街づくりに関わる事業	500,000				
物品の販売			200,000		
ホームページへの広告掲載事業			0		
5 その他の収益		1,000		0	1,000
受取利息	1,000		0		
経常収益計		11,991,000		200,000	12,191,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		5,500,000		100,000	5,600,000
給料手当					
役員報酬	5,000,000		100,000		
退職給付費用					
福利厚生費	500,000				
(2) その他経費		750,000		50,000	800,000
会議費					
旅費交通費	200,000				
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費	550,000		50,000		
事業費計		6,250,000		150,000	6,400,000
2 管理費					
(1) 人件費		2,800,000		0	2,800,000
役員報酬	2,000,000				
給料手当	600,000				
退職給付費用					
福利厚生費	200,000				
(2) その他経費		2,746,000		0	2,746,000
消耗品費	100,000				
水道光熱費	80,000				
通信運搬費	300,000				
地代家賃	2,266,000				
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		5,546,000		0	5,546,000
経常費用計		11,796,000		150,000	11,946,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		195,000		50,000	245,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0		0		0
災害損失	0		0		0
過年度損益修正損	0		0		0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		50,000		-50,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		245,000		0	245,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					200,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					375,000

9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ユアライト

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		3,900,000		0	3,900,000
正会員受取会費	1,600,000				
賛助会員受取会費	2,300,000				
2 受取寄附金		600,000		0	600,000
受取寄附金	600,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		4,500,000		0	4,500,000
受取補助金	1,500,000				
助成金	3,000,000				
4 事業収益		7,670,000		250,000	7,920,000
介護および家族支援に関する相談事業	900,000				
介護制度および介護サービスに関する情報提供および啓発事業	900,000				
介護と仕事の両立支援を目的とした講座、研修等の実施	1,800,000				
家族介護者を対象とした学習会、セミナー等の開催	1,800,000				
介護に関する冊子、資料等の作成および配布	270,000				
行政、地域団体、企業等との連携による支援体制の構築	500,000				
介護サービス事業者を対象とした、介護事業の運営、制度理解、人材育成等に関する相談支援	750,000				
介護予防の推進を目的として、行政、地域団体、企業等と連携し地域における介護予防活動および街づくりに関わる事業	750,000				
物品の販売			250,000		
ホームページへの広告掲載事業			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息		1,000	0		
経常収益計		16,670,000		250,000	16,920,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		8,250,000		150,000	8,400,000
給料手当					
役員報酬	7,500,000		150,000		
退職給付費用					
福利厚生費	750,000				
(2) その他経費		750,000		50,000	800,000
会議費					
旅費交通費	200,000				
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費	550,000		50,000		
事業費計		9,000,000		200,000	9,200,000
2 管理費					
(1) 人件費		4,840,000		0	4,840,000
役員報酬	2,000,000				
給料手当	2,400,000				
退職給付費用					
福利厚生費	440,000				
(2) その他経費		2,746,000		0	2,746,000
消耗品費	100,000				
水道光熱費	80,000				
通信運搬費	300,000				
地代家賃	2,266,000				
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		7,586,000		0	7,586,000
経常費用計		16,586,000		200,000	16,786,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		84,000		50,000	134,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		50,000		-50,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		134,000		0	134,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					375,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					439,000

特定非営利活動法人ユアライト設立趣旨書

1：設立の背景

我が国においては、急速な高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者とともに、介護を担う家族への支援の重要性が一層高まっている。

介護保険制度の整備が進む一方で、介護が必要になった初期段階において、家族が制度や支援内容を十分に理解できず、不安や負担を抱えたまま生活を送っているケースは少なくない。

特に、働きながら家族の介護を担う現役世代においては、相談先分からないことや、介護と仕事の両立に対する不安から、介護離職や就労継続の困難といった問題が生じている。

こうした状況は、本人や家族のみならず、地域社会や企業にとっても大きな課題となっている。

このような背景を踏まえ、介護に直面した本人および家族が、早期に適切な情報と支援につながる事が出来る体制の整備が求められている。

さらに、介護サービスを提供する事業者においても、制度改正への対応や人材確保、運営体制の整備等に関する課題を抱えており、地域全体として質の高い介護サービスを維持・向上させるための支援が求められている。

2：設立の目的

本法人は、介護を必要とする本人だけでなく、介護を担う家族を含めた周囲の人々に対し、相談支援および情報提供を行うことにより、介護に伴う不安や負担の軽減を図ることを目的とする。

また、介護と仕事の両立に関する啓発や支援を行うことで、介護離職の防止および生活の安定に寄与し、誰もが安心して地域で暮らし続けることができる社会の実現に貢献することを目的とする。

3：特定非営利活動の種類

本法人は、特定非営利活動促進法第2条別表にあげる、次の特定非営利活動を行う

- ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・社会教育の推進を図る活動
- ・男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

4：特定非営利活動の内容

- ・介護および家族支援に関する相談事業
- ・介護制度および介護サービスに関する情報提供および啓発事業
- ・介護と仕事の両立支援を目的として講座、研修等の実施
- ・家族介護者を対象として学習会、セミナー等の開催
- ・介護に関する冊子、資料等の作成および配布

- ・行政、地域団体、企業等との連携による支援体制の構築
- ・介護サービス業者を対象とした、介護事業の運営、制度理解、人材育成等に関する相談支援事業
- ・介護予防の推進を目的として、行政、地域団体、企業等と連携し、地域における介護予防活動および街づくりに関わる事業
- ・その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

この法人は、次のその他の事業を行う

- ・物品の販売事業
- ・ホームページへの広告掲載事業

5：法人設立の必要性

介護分野においては、営利事業のみでは対応が難しい、相談支援、予防的支援、啓発活動が重要である。

非営利活動法人として設立することにより、利益を目的としない中立的な立場から、家族に寄り添った継続的な支援を行うことが可能になる。

また、行政、地域、企業等と連携しながら活動を展開することで、地域に根差した支援体制の構築および社会的課題の解決に寄与できるものとする。

2026年 2 月 13 日

設立代表者

氏名 佐藤 美鈴